

薬生食輸発0527第1号  
令和4年5月27日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

#### 米国産ピーナッツバターの取扱いについて

今般、米国においてサルモネラによる食中毒が発生し、原因食品として疑われる米国産ピーナッツバターの自主回収が行われているとの情報を入手しました。

ついては、下記のピーナッツバター製品が輸入届出された場合には、輸入者に対し、当該製品の積み戻し等を指導願います。

#### 記

1. 製造者名

THE J. M. SMUCKER CO.

2. 対象ロット

製造ロットの最初の4桁が1274から2140であり、その後続く3桁（施設番号）が425のもの

3. 参考

米国食品医薬品局ホームページ

<https://www.fda.gov/food/outbreaks-foodborne-illness/outbreak-investigation-salmonella-peanut-butter-may-2022>